

業務委託仕様書

1 名称

OTAを活用した宇佐神宮御鎮座1300年誘客促進事業委託業務

2 委託目的

宇佐神宮は全国4万社あまりの八幡社の総本宮であり、令和7年に八幡大神が御鎮座し1300年を迎え、宇佐市を中心に関連イベントが予定されている。

本事業は、OTA（オンライントラベルエージェント）を活用し、宇佐神宮御鎮座1300年を契機として県内の魅力を複合的・相乗的にプロモーションすることで幅広い認知につなげるとともに、旅行実施までの行動変容及び県内周遊を促すための施策を行うことで、誘客促進につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

4 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行に当たり事業を円滑に進められるよう具体的な取組については、大分県と協議の上、実施すること。

(1) OTA宿泊予約サイトによる宿泊喚起

① 電子クーポン発行

県内滞在時間延長及び遠隔地からの旅行を促進するため、宿泊割引及びダイナミックパッケージ（航空券と宿泊施設がセットになった商品）割引を実施する。クーポン仕様及び券種は各社による提案とし、県と協議の上、決定すること。

クーポン原資の上限額は、4,000,000円とする。

② 専用のランディングページ制作

宇佐神宮をはじめとした県内の魅力ある観光素材を掲載し、誘客及び県内周遊を促す内容とすること。なお、上記①の利用促進につながる情報についても併せて掲載すること。

(2) プロモーション

本事業の周知及び利用促進のため、SNS活用等によるプロモーションを実施する。

OTAサイトが保有する会員データ（大分県での宿泊履歴等）を活用し、誘客ターゲットを明確化した上でSNS広告配信先へ連動させる等、効果的かつ確実にリーチできる手法を明示すること。

(3) 事業報告

① 月次報告

クーポンの使用状況等を把握するため、事業実績に係る報告書を翌月20日までに県に提出すること。

② 報告書

事業完了後、報告書を令和8年1月31日までに県に提出すること。

なお、本事業における各業務の効果の検証及び分析の内容を含めること。

5 支払方法

事業進捗に応じて、受託者からの請求に基づき、県が必要と認めた場合行う。

6 その他業務実施上の条件

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- ② 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ③ 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- ④ 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。
- ⑤ 受託者は、関係法令を遵守すること。本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ⑥ 本事業において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は受託者に帰属することとする。
- ⑦ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 業務の実施体制

- ① 業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- ② 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。